



## Vol.27

弁護士 岸田鑑彦  
狩野・岡・向井法律事務所

### ★【多様化する私生活上の非行】

従業員が休日に万引きをして捕まった、仕事帰りに飲み屋で客同士喧嘩をした、社内不倫をしている等、従業員の私生活上の非行が発覚した場合に、会社としてどのような処分を行うのが妥当なのか悩ましいところです。

私生活上の非行であっても、それにより会社の名誉や信用を毀損する場合は、企業秩序維持の観点から懲戒処分を行うことも許されます。

今回ご紹介する裁判例は、元交際相手の男性との復縁を迫るために復縁工作を探偵社に依頼した原告(従業員)が、会社から受けた出勤停止3日間の懲戒処分の無効を争った事案です(T社事件・東京地裁平成27年9月9日判決)。

多様化する私生活上の非行に対して、どの程度の懲戒処分が妥当なのか(妥当だったのか)を考えさせられる事案です。

#### 1 非違行為の内容

原告は、復縁工作を行う探偵社に対して、130万円を支払って、元交際相手の男性との復縁工作等を依頼しました。

この探偵社は、元交際相手の男性と

交際している被害女性の職場の上司あてに、被害女性を实名で示した上、被害女性が京都でデリヘルをしており、手癖が悪くて金員を盗まれた等と記載した差出人不明の文書を送りました。

また、被害女性が使用している社用アドレス及び被害女性の上司のアドレスあてに被害女性を中傷する内容のメールを合計57通送りました。

さらに、会社のホームページ等や一般のインターネット掲示板のサイトにも被害女性を誹謗中傷する文章と写真を掲載しました。

そして、被害女性と元交際相手の男性が予定していた結婚式・披露宴及び二次会の会場あてに、「(結婚式等を)開催するとひどいことが起こる」旨の電子メールを送りました(結婚式・披露宴は、警察署の署員らが会場で張り込みを行って開催されたものの、二次会は中止されました)。

結局、別の脅迫事件でこの探偵が逮捕されたことから、本件も発覚し、原告も名誉棄損及び脅迫の疑いで逮捕され、新聞及びテレビ等でも報道されました(その後、被害女性と示談が成立、不起訴処分)。

## 2 懲戒処分の有効性について

裁判所は、原告が、この探偵社について、工作人員の男性を女性に近づけて男女を別れさせる等という詐術を用いた復縁工作を行う探偵社であることを認識していたことから、探偵社への依頼により、原告の元交際相手の男性及び被害女性のプライバシー権を正当な理由なく侵害する行為が行われることや社会通念上相当とはいえない行為が行われる危険があることを認識し得たと認定し、原告が探偵社に依頼した行為が、就業規則の懲戒事由に該当すると判断しました。

そのうえで、依頼行為がなければ起きなかった名誉棄損等の行為により、被害女性はインターネット等において実名をもって著しく名誉を毀損され、結婚式の二次会は中止を余儀なくされ、会社は数日間の業務妨害により多数の従業員による対応を余儀なくされた等、生じた結果が重大であるとし、出勤停止3日間の懲戒処分は懲戒権の濫用とはいえないと結論付けました。

## 3 懲戒解雇だったらどうだったか

非違行為の内容や生じた結果からすれば、懲戒処分の程度として出勤停止3日間の処分は軽いようにも思えます。

懲戒処分の程度を決めるにあたっては、非違行為と処分内容のバランス、過

去の処分事例とのバランス、反省の有無、生じた結果の程度等を総合的に勘案することになります。

仮に、本件で懲戒解雇をしていたら、果たして有効になっていたでしょうか。

裁判所は、原告としても、探偵社が、依頼を遂行する手段として名誉棄損等の行為を行うことまでは認識、認容していなかったと認定しており、そのほか原告にとって初めての非違行為であったこと、被害女性とは示談が成立して告訴取り下げのうえ不起訴処分になっていることからすると、懲戒解雇の場合には、結論がどちらに転んだか微妙な事案だったと思います。

インターネットで、「復縁工作」のキーワードで検索すると、たくさんのサイトがあることに驚きました。社会の変化に伴い、私生活上の非行の内容も多様化してきました。

一見すると厳しい処分が妥当と思われる事案であっても、印象に引きずられず、懲戒事由に該当するか否か、非違行為と懲戒処分のバランスが取れているか、過去の処分事例とのバランスが取れているか、本人が反省しているか、生じた結果の程度は大きいかなど、冷静に懲戒処分の実施、内容の決定をする必要があると再認識させられる事案です。